



平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 奈良県
農業委員会名： 川西町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年 3月 1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	181
自給的農家数	2
販売農家数	179
主業農家数	5
準主業農家数	32
副業的農家数	142

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	438
女性	176
40代以下	71

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	4
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	191	23	23	-	-	214
経営耕地面積	129.99	12.68	12.01	0.67	0	142.67
遊休農地面積	4.4	1.2	1.2			5.6
農地台帳面積	200.6	30.7	30.7			231.3

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員				合計	
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数	10	10	1	1	1	2	5	15
認定農業者	-	1	0	0	0	0	1	1
女性	-	0	0	0	0	0	0	0
40代以下	-	0	0	0	0	0	0	0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	
認定農業者	-	
認定農業者に準ずる者	-	
女性	-	
40代以下	-	
中立委員	-	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	-	-	-

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	231.3ha	18.0ha	7.78%
課 題	農業者の高齢化や後継者不足等により担い手への作付け委託が増える一方であるが、町内の担い手が少なく町外の担い手に頼る現状にある。また、担い手の集積容量も飽和状態に近づきつつあるため、各地域で作付けを請け負える担い手の発掘と育成が急務である。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 19.0ha (うち新規集積面積 1.0ha) 目標設定の考え方:産業建設課は、農業経営基盤強化基本構想で、担い手への利用集積目標を毎年、1.0haと定めていることから、農業委員会も当該目標の達成を目指す必要がある。
活動計画	【4月～10月】 ・広報紙やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等の周知 ・地域及び農業委員会による農地の利用集積に向けた掘り起こし活動 【11月～2月】 担い手への農地の利用集積に向けた斡旋活動

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
 ※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
 ※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
課 題	農業者の高齢化・後継ぎ不足等により新たな農業経営者の参入が望まれるところであるが、米をはじめとする農作物の価格低迷と設備投資費用の高騰が重なり町内での新規参入が見込めない現状にあるため、地域の協力のもと、農地を一帯利用できるような集積・集約化を図り、効率経営の環境を整える必要がある。H28は経営体としての新規参入者の実績はないが、親元での新規就農者1名の実績がある。		

- ※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	1 経営体
活動計画	地域や農業委員等から意欲があり、農業経営の展開を目指す農業者の情報収集を行い、認定に向けた推進活動の実施と農地の利用集積に向けた斡旋。また、有効な補助金活用の提案等。 【4月～10月】 ・広報紙やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度や認定農業者制度の周知を図る。 ・地域及び農業委員会による農地の利用集積に向けた掘り起こし活動 【11月～2月】 担い手への農地の利用集積に向けた斡旋活動

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入
 ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	231.3ha	5.6ha	2.42%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、今後は耕作放棄地の発生率が増える恐れがある。地域及び農業委員等が連携し、早期発見と担い手への利用集積等を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5 ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地面積の約2割程度(約1.0ha)の解消を図りたいというのが、従来の考え方であるが、条件の悪い農地が多いため、0.5haの解消が現実的であると考え。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	15人	8月～9月	9月～10月
	農地の利用状況調査	調査方法 ①管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を実施。新たに遊休化している場合は、立ち入り調査を行い、状況を記録。 ②調査区域を14区域に区切り、各地区に担当農業委員を定めて調査。 ③周辺農地や民家に影響を及ぼす恐れのある地域から順次調査。 ④仮登記農地、農地法第3条3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を確認して調査。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月～1月	2月～3月	
その他	農地としての条件が良く、雑草の繁茂が少ない放棄地や耕作放棄地予備軍農地については、地域及び農業委員等が中心となり再生活動を行い、担い手への利用集積を図る。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	231.3ha	0.4ha
課 題	広報紙等で違反転用防止の啓発を図るとともに、地域及び農業委員による監視を徹底し、違反転用の早期発見と現状回復指導を行う必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画

活 動 計 画	・違反転用者は土搬出を行い、当初に比べ是正されているところであるが、土搬出の継続と雑草・雑木の除去並びに水路清掃など、地元からの要望を遵守させ、早期解消に繋げる。 ・農地制度を広報紙等を通じて周知し、違反転用の未然防止を講じるとともに、地域と農業委員等が連携し、早期発見と是正に努める。
---------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入